

令和元年度一般社団法人東京都中小建設業協会との意見交換会

令和2年2月17日（月）

東京都庁第一本庁舎 16階 特別会議室S6

【荒山契約調整担当課長】 それでは、定刻より少し前ではございますけれども、会議の出席予定者が全員そろいましたので、これより東京都中小建設業協会様と東京都との意見交換会を始めさせていただきますと思います。

東京都中小建設業協会の皆様、それから入札監視委員会制度部会の委員の皆様におかれましては、本日お忙しい中、貴重なお時間を頂戴いたしましてまことにありがとうございます。

本日は都の入札契約制度をよりよいものとするを目的に、現場の実態を踏まえたご意見、ご要望を直接伺うため、東京都入札監視委員会制度部会として意見交換会の場を設定させていただいております。

私は財務局契約調整担当課長の荒山と申します。本日の進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、出席者のご紹介でございます。入札監視委員会制度部会の委員の方々をご紹介申し上げます。

入札監視委員会委員の斉藤徹史様です。

【斉藤委員】 斉藤と申します。よろしくお願いいたします。

【荒山契約調整担当課長】 同委員会委員の仲田裕一様です。

【仲田委員】 中田です。よろしくお願い致します。

【荒山契約調整担当課長】 同委員の原澤敦美様です。

【原澤委員】 原澤です。よろしくお願いいたします。

【荒山契約調整担当課長】 東京都中小建設業協会の皆様につきましても、本来であればお一人ずつご紹介させていただくべきところですが、時間も限られておりますので、恐縮ではございますが、お手元の資料にあります出席者名簿にかえさせていただければと思います。都の出席者につきましても、出席者名簿のとおりでございます。

それでは、意見交換に先立ちまして、東京都財務局契約調整担当部長の新田見より一言ご挨拶申し上げます。

【新田見契約調整担当部長】 東京都財務局契約調整担当部長の新田見でございます。

本日は大変お忙しい中、ご出席の皆様には貴重なお時間をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。東京都中小建設業協会の皆様におかれましては、日ごろより東京都の入札契約制度に多大なるご理解、ご協力を賜りましてまことにありがとうございます。

昨年は首都圏を直撃いたしました台風19号など、自然災害の多い年でございましたが、皆様には復旧等に当たりまして多大なお力添えを賜りまして、まことにありがとうございます。

ます。改めて感謝を申し上げます。これからも地域の守り手として、インフラの復旧や生活再建へのご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、建設業の現場では、人口減少時代を迎えまして担い手の高齢化が進みまして、今後の中長期的な担い手の確保、これが大きな課題になっていると認識しているところでございます。都民の暮らしや経済活動を支える建設業が将来にわたって持続的に発展していきけるよう、働き方改革、生産性向上、こういったものの実現に向けまして、私どもといたしましても適正な工期の確保や平準化など、昨年改正されました新担い手三法の趣旨を十分に踏まえまして、しっかりと取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

本日はこうした建設業を取り巻きます、さまざまな課題を解決するために、貴重な意見交換の場であるというふうに考えております。また、入札監視委員会制度部会の委員の皆様におかれましても、本日は専門的な見地からご意見、ご質問をいただければと思っております。本日は限られた時間ではございますが、皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。

【荒山契約調整担当課長】 続きまして、東京都中小建設業協会会長の山口会長より、ご挨拶を頂戴できればと思います。よろしくお願い致します。

【山口会長】 一般社団法人東京都中小建設業協会の会長の山口でございます。

日ごろより中小建設業者に対して温かいご指導を賜り、厚く御礼を申し上げます。本年もまたこのような意見交換の場を設けていただき、大変ありがとうございます。

本日のテーマ、メインテーマとしましては入札契約制度改革本格実施後の状況を踏まえた都入札契約制度等への要望ということでございますが、その辺の要望をまず前半で後ほど述べさせていただきます。そして後半、幾らかお時間をいただきまして、働き方改革に関する適合等の意見をさせていただきたいと思っております。本日はよろしくお願いいたします。

【荒山契約調整担当課長】 ありがとうございます。

それでは、本日の進行について、簡単にご説明申し上げます。

今回の意見交換会の議事は2つでございます。

1つ目は、東京都の入札契約制度等に関する要望についてでございます。東京都中小建設業協会の皆様から都に対しての制度全般に関するご意見、ご要望等をいただきまして、都からそれに回答させていただくというように進めていきたいと思っております。

2つ目の議事は報告事項でございますが、民法改正に伴う工事請負契約標準約款の改正についてでございます。既に財務局のホームページでご案内しているところでございますけれども、改めて内容について、都のほうからご説明させていただきます。

なお、時間も限られておりますので、フリートークでの意見交換は議題1及び2を含めまして、最後に一括して実施したいというふうに考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

資料の確認をさせていただきます。

机上のほうに、令和元年度一般社団法人東京都中小建設業協会との意見交換会と書かれ

た資料一式を配付させていただいております。資料のほうは大丈夫でしょうか。

また、本日の意見交換会につきましては速記録をとらせていただいております。議事の要旨を取りまとめたものをご出席の皆様にご確認いただいた上で、後日、都のホームページに掲載する予定でございますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

それでは早速、議題1でございます。都の入札契約制度等に関するご意見やご要望等につきまして、東京都中小建設業協会様から、まずお願いできますでしょうか。

【河津理事】 では、始めさせていただきます。理事の河津でございます。どうぞよろしく願いいたします。

大きな1番の入札契約制度改革につきまして、①から③まで、読み上げさせていただきつつ、若干、補足説明をさせていただきながら、進めさせていただきたいと思っております。

まず、①でございます。予定価格の事前公表案件の拡大。

予定価格については、積算の負担軽減の観点から低価格帯（建築4.4億円未満、土木3.5億未満）の案件は見直しされましたが、多くの中小企業が入札参加しているA等級の価格帯の予定価格9億円未満の工事案件まで事前公表を拡大してもらいたい。また、同価格帯の工事においては、東京都内に本社がある業者のみ入札に参加できるようにしていただきたいということでございます。

ここでのポイントは、下2行目からあります東京都内に本社がある業者のみ参加できるようにしていただきたいということでございます。WTOですとかJV以上の大型工事に、いわゆる大手ゼネコンさんが参加されるということは一般的なことであるかもしれませんが、9億円未満の工事に、例えば関東近郊に本社があつて、東京に営業所ですとか支店があつて入札に参加されているという企業さんがよく見受けられますが、やはり東京都発注の工事でございますので、9億円未満の、私ども中小建設会社が受注の機会をいただけるような案件については、ぜひ都内に本社がある業者のみ受注参加できるようにしていただきたいということでございます。

続きまして、②でございます。入札時の工程表添付の原則化及び設計図書等への質問に対する回答の明確化について。

一昨年、東京都が実施された入札契約制度改革の本格実施以降、1年半が経過していません。案件公表時に発注図書として工程表が公表されることになっておりますが、都発注案件の多くに添付されておられません。発注時に関係機関との調整等、進捗状況が確認できる工程表が添付されることで、発注者の意向が理解でき、それが円滑な施工につながっていきます。ついては、都発注案件において、発表したことに忠実に案件公表時の参考資料として、工程表を原則添付していただきたいということでございます。

また、以前から設計図書等への質疑に対する回答は、監督員との協議によるという表現が多く、応札金額や工程計画の精査が進みませんとお伝えしておりましたが、その点、いまだ反映されておられません。質疑回答書の回答書により明確にしていきたい。

加えて、参考数量の精度を高めていただくとともに、内訳数量の大きな差異が出た場合

には設計変更に反映していただきたいという形でございます。

これまでも、この点については要望させていただいております。工程表の添付、そして質疑回答、より具体的なご回答をいただきたい、あとは参考数量の精度を高めていただきたい、場合によっては設計変更に対応していただきたいということでございます。

③に進めさせていただきます。③ J V 結成義務化の撤廃について。

現行の入札参加要件では、中小建設会社が単体で参加できる規模においては、発注等級が拡大されることにより、等級が意味をなさなくなっており、また、J V 規模の案件においては単体での応札が増加しております。中小建設会社の公平な競争環境を維持し、受注機会を確保するために、発注規模に見合う等級の入札参加要件としていただきたい。

また、建築 6 億以上、土木 5 億以上の工事発注に関して、以前のように J V 結成義務に戻していただくか、もしくは多くの案件を総合評価として、J V 加点について、実効性がある単独加点及び地場企業を加算加点していただきたいということでございます。

ここにつきましては、現在の案件公表時の発注等級というのが複数ございまして、例えば従前の、制度改正の前の A ランク等級の案件であれば、B ランクの会社さんも参加できる。あるいは、もう少し上の会社さんも参加することができる。複数の発注等級で受け付けをしております。この点について、確かに分母をふやせば入札参加会社がふえるというのは当然のことかもしれませんが、これも以前から申し上げさせていただいておりますとおり、例えば、ゆとりのある工程計画ですとか、時勢価格に伴う予算を組んでいただくことによって、案件に魅力が増せば、おのずと入札参加業者はふえてくるのではなかろうかと考えております。

また今度、J V につきましては、基本的には、やはり我々中小建設会社、若手社員を一生懸命、入職してもらって育成していくというようなことですとか、そういった観点からも地域の大型の工事について参加したいという希望は持っておりますが、現在、混合入札ということで通常の、従前の J V 結成が義務化されていた案件についても大手中堅さんが単独で入札に参加できるということでございますので、私どもの受注機会あるいは技術力を養う機会が減っていると思っておりますので、J V 結成義務に戻していただきたいということと、混合入札で進められるということであれば、基本的には J V を組むことによって加点となる総合評価の入札を中心にふやしていただきたいということでございます。

また、J V を組む場合に、やはり建設地の地場の中小の会社と J V を組む企業体については、また加算の加点をしていただきたいということでございます。大手中堅のゼネコンさんが私ども中小建設会社と J V を組むメリットということは、やはり私どもは地場の企業でございますので、地域をよく知る企業であるわけです。工事中の仮設ですとか近隣ですとか、そういったことに対しても熟知している私ども中小と大手中堅さんが組むことによって、J V としてのメリットも生み出せるのではないかと考えております。

あと、最後に、ここには書いていないのですが、W T O 案件等の大型工事につきまして、混合入札ではありますが、J V の場合に一番手の、第 1 順位の企業が経審で分類されてい

るんですけれども、一番手が1, 200点以上。二番手が1, 000点以上で、WTOより下回る場合は800点以下という場合もあるのですが、WTOに入ってくると二番手で1, 000点以上、三番手で800点以上というような公表がされております。そもそも単体でも申し込める案件に、3社JVを組んで申し込む大手あるいは中堅ゼネコンさんが果たしているのだろうかという率直な疑問と、二番手が1, 000点以上とした場合に、私ども中小建設会社の中で1, 000点を超える点数を維持している地場中小というのはごくまれでございますので、この制度で行きますと実質的に、JVを組みたくても、もう組みようがないというような要件になっているのではなかろうかと思っておりますので、この点につきましても、少なくともAランク、900点以上の会社であれば、大型の案件に参加できるような要件にさせていただきたいということでございます。

以上、①から③まで、入札制度改革についてということで、お話をさせていただきました。ありがとうございました。

【荒山契約調整担当課長】 ありがとうございます。

あわせて、働き方改革の関係についてのご要望等があれば、ここでお願いできますでしょうか。

【鳥越副会長】 先ほど新田見契約調整担当部長からのお話もあって、建設会社が持続的に進めていくためには、今私たちが一番深刻なことは、これから働き方改革に伴う改革の中で時間外労働の上限規制であります。正直、今までこの業界は長時間労働で成り立ってきた業界であります。今までお金で解決してきたことが、適用後には会社にペナルティーという形で課せられてしまいます。この問題は私たちだけでは解決できない問題であります。ぜひ発注者である東京都様にも私たちの実態を理解していただき、どのようにすればペナルティーを回避できるのか、一緒に考えていただきたいと存じます。このままでは、さらに若手人材が入ってこなくなります。

本日は当協会の足立委員より、東京都内の路上工事を例に、働き方改革の推進についての説明をさせていただきたいと思っております。

【足立理事】 足立でございます。説明させていただきます。

後ろのページ、まずはこちら、カラーページの参考1というタイムスケジュールの入った表から、説明させていただきたいと思います。

一般的な路上工事の実態のタイムスケジュールを表にしております。これは路上工事、現場において直行直帰ができない、つまり常設作業帯を持っていない路上工事を意味してございます。下のタイムスケジュール、こちらは一般的なものでございますけれども、まずは昼間のお仕事でありますと、一般的に朝9時から夕方6時まで、こちらは道路使用許可時間、1時間のお昼休み休憩を挟んで8時間労働というのが一般的な中間施工になります。

9時からのお仕事でございますけれども、現場に直行できるわけではなく、まずは会社、事務所ですとか、あるいは置き場、資材置き場に作業員が集まってしまうと、そこで使用

する資機材あるいは重機、こういったものを置き場から現場、施工現場まで移送いたします。おおむね9時からですが、30分前の8時半ぐらいには現場に到着いたしまして、朝礼ですとかKY活動をして、それから道路使用許可の9時以降、現場が開始になります。

1時間の昼休憩を挟みまして、夕方の6時、現場での作業はここで終わりになりますけれども、ここで解散できず、使用資機材あるいは使用した建設機械、重機、こういったものをまた移送いたしまして、置き場に戻ります。置き場に戻って、翌日の段取りをして解散になります。つまり、朝の7時半から夜の19時30分まで働いている。これはオーソドックスな例でございますけれども、これが路上工事の実態でございます。つまり、毎日11時間労働しております。このうち3時間、毎日3時間の残業が発生しています。これを1カ月、平日の平均が21.6日といたしますと、毎月64.8時間の残業が発生し、2024年から始まります上限規制、これに適合できなくなるということで、非常に私どもも心配しております。

本文に戻ります。1ページ前に戻っていただきまして、働き方改革適合のための施工代価の標準時間の見直しについてでございます。

先ほど申し上げたとおり、常設作業帯を設置できない路上工事においては、日常的な長時間労働の実態があります。別紙1のとおりでございます。

作業時間以外に段取り、建設車両及び材料等の回送時間があるため、一日の拘束時間が12時間（実働11時間のうち残業3時間）となり、現状のままでは時間外労働の罰則つき上限規制に抵触してしまいます。さらに現場代理人等は、プラスアルファとして書類の整理、作成の時間が生じます。したがって、施工単価の基準となる施工代価の標準作業時間を、改正労働基準法に適合できるよう見直し、一日当たりの標準作業時間をこれまでの8時間から5時間をお願いいたします。

働き方改革は、建設業における従来の労働スタイルに大きくメスを入れるものであり、これに適合するためには抜本的な改革が必要となり、個社の企業努力の範疇をはるかに超えるものと考えます。これにつきまして、ご意見をお聞かせいただければありがたい、このように思っております。よろしくをお願いいたします。

【荒山契約調整担当課長】 それでは、ただいま頂戴いたしましたご意見、ご要望につきまして、都の所管部署より順次回答したいと思います。

【岡村契約調整技術担当課長】 契約調整技術担当課長の岡村でございます。よろしくをお願いいたします。

私のほうからは、1番の入札契約制度改革の①予定価格の事前公表案件の拡大、こちらについての回答をいたします。

予定価格の公表時期につきましては事後とすることで、落札率99.9%、こういった予定価格に近い金額で落札される案件が減少することや、予定価格を超過する額での応札も見込まれることから、競争が目に見える形となりますので、入札の透明性や競争性が向

上するものと考えております。

本格実施後1年の状況を見ましても、財務局契約では約3割が事後公表でございますが、事前公表としていた制度改革前と比較いたしますと、落札率99%以上の案件につきましては約2割減少しております。また、事後公表とすることで、予定価格をもとに積算を行わないで入札に参加するような事業者の入札参加についても抑制できることから、工事品質の確保にも効果があるものと考えております。

一方で、本格実施におきましては、中小企業の事業者の方におきます積算負担、こちらへの配慮といたしまして、原則は事後公表としつつも、低価格帯、こちらについては事前公表としたところでございます。

こうしたことから、現段階といたしましては、事前公表と事後公表の線引きにつきましては改定の予定はございませんが、引き続き、落札状況ですとか応札行動などについて、定点観測を続けて、検証してまいりたいと考えております。

次に、都内に本社がある事業者のみ入札参加できるようにといったご要望に対する回答です。

入札参加の地域要件につきましては入札の基本原則である競争性と公平性に十分配慮して決定すべきものであると考えております。また、入札参加希望を募る段階から地域要件を絞り込み過ぎる、こうしたことは競争が低下し、経済性を損なう懸念や競争を通じた体制強化などが図られず、良質な事業者が育成されにくい環境となります。ですので、中長期的な担い手の確保といった観点からも好ましくない状況になりかねないと考えているところでございます。

一方で、指名選定する際には地域の建設事業者の受注機会の確保や地域経済の振興、こういった観点から発注工事の施工場所付近に営業所を有する入札参加者を、他の方に優先して指名を行っているところでございます。

また、財務局契約におきましても、任意選定に当たっては原則、地域の建設事業者を選定しております。地域要件を入札の参加条件とすることにつきましては、入札参加希望の状況などを踏まえて慎重に対応すべきだと考えております。

【三宅技術管理課長】 続きまして、技術管理課長の三宅でございます。

入札契約制度改革の②入札時の工程表添付の原則化及び設計図書等への質問に対する回答の明確化について、回答させていただきます。

財務局の建築工事では、施工条件の明確化を図るため、平成29年6月下旬に公表した案件から、発注図書に工事工程表を添付することとしております。設計図書等への質疑に対する回答や参考数量に関しましては、引き続き、本来反映すべき設計図書などに施工条件を明示することを徹底してまいります。

あと、設計変更に関しましては、発注者と受注者双方の責務や手続を明確にした工事請負契約設計変更ガイドラインに基づきまして、適切に実施してまいります。

【岡村契約調整技術担当課長】 続きまして、③J V結成義務化の撤廃についてのご要望

についてでございます。

まず、入札参加要件のご要望についての回答です。

入札参加要件につきましては、競争性や経済性を確保する観点から、より多くの事業者の方に入札参加していただくため、当該等級の直近上位及び直近下位の等級に属する事業者の方の参加を可能としているところですが、発注規模に見合った契約となりますよう、努めてまいります。

続きまして、2点目、JV結成義務の復活、及び総合評価方式でのJV加点についてのご要望に対する回答でございます。

本格実施後1年の状況を見ますと、混合入札の導入に伴いまして、希望者はふえている状況でございます。一方で、中小企業の受注機会の懸念については、受注金額について中小企業の占める割合が増加しております。

また、JVのインセンティブを高める取り組みといたしまして、平成30年6月には、入札契約制度改革の本格実施の際に都内中小企業とJVを組んだ場合に行ってきました総合評価方式における加点を単独項目での加点とし、加点幅も倍に引き上げたところがございます。こちら本実施以降、1年後の状況を見ますと、JV加点対象工事のうち、都内中小企業とJVを結成し、加点され、落札まで至った割合も増加している。このうち、JV加点相当の差で落札者が逆転している状況、こちらについても見られていることから、当面は現行制度を継続し、落札状況をしっかりと検証していくことが重要だと考えております。

【香月土木技術担当課長】 働き方改革の推進のご要望につきまして、建築保全部土木技術担当課長、香月のほうから回答いたします。よろしくお願いいたします。

建設業の持続的発展のためにも、働き方改革は重要であると考えております。このため、財務局では働き方改革における担い手確保の一環といたしまして、女性活躍モデル工事と週休2日モデル工事を平成28年度から試行しております。

また、建設現場の生産性向上に向け、工事関係図書の削減及び簡素化の検証を進めるため、モデル工事を令和2年度から試行していきます。

今後も受注者様や業界団体様の声を聞きながら、建設業の働き方改革の取り組みを進めてまいります。

施工代価の標準作業時間についてであります。国におきまして施工実態調査を実施し、その結果を踏まえて適宜、土木工事標準歩掛の改定が行われております。財務局においても、国の改定を受け、適切に対応してまいります。

【荒山契約調整担当課長】 ただいまとおりの回答のほうをさせていただきました。フリーでの意見交換につきましては、この後とさせていただきます。

続きまして、議題2につきまして、都より民法改正に伴う工事請負契約の標準約款の改正について、まず、ご報告のほうをさせていただきたいと思っております。

【岡村契約調整技術担当課長】 まず、契約約款の一部改正についての経緯でございま

すけれども、平成29年5月26日に民法を一部改正する法律、こちらが成立し、令和2年4月1日から施行予定となっております。この改正を踏まえまして、国土交通省で、建設工事標準請負契約約款の見直しを行うこととし、昨年、ワーキングを開催し、改正案をまとめまして、中央建設業審議会から勧告がなされたところでございます。この改正内容をもとに、都におきましても工事請負契約書の一部を改正いたしました。施行日につきましては、令和2年4月1日以降に契約締結する案件でございます。

それでは、主な改正概要について説明いたしますが、皆様に直接的に関係が深いようなところを抜粋して説明いたします。

契約不適合責任の担保期間に関する見直しです。

発注者は工事的物の引き渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求または契約の解除をすることができないことといたしました。

次に、上記にかかわらず、設備機器の本体等の契約不適合については、発注者が検査して、直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者はその責任を負わないことといたしました。ただし、一般的な注意のもとで発見できなかったものにつきましては、引き渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができることといたしました。

その他の見直しについて、説明いたします。

契約保証金にかわる保険会社との間の履行保証保険契約及び保証事業会社の保証、こちらにつきましては、契約の解除が破産法の規定による破産管財人、会社更生法の規定による管財人または民事再生法の規定による再生債務者等によりなされた場合についても保証されるものでなければならないことといたしました。

次に、これまで受注者に排除措置命令または課徴金納付命令があった場合に契約解除の対象としておりましたが、今後は命令の対象とならない違反事業者、具体的には課徴金納付命令の減免申請、こちらの申請を行った場合が挙げられますが、こちらの契約であっても、こちらの場合におきましても契約解除の対象とすることとし、あわせて損害賠償請求の対象とすることといたしました。

私からの説明は以上でございます。

【荒山契約調整担当課長】 それでは、ここからは、お時間の限りで議題1及び2を含めまして意見交換とさせていただければと思います。ここまでを踏まえまして、ご意見、ご発言ございましたらお願いいたします。

まずは、東京都中小建設業協会の皆様、何かございますでしょうか。

【河津委員】 すみません。入札契約制度改革の①から③について、ご回答いただいたところについて、ちょっともう少し意見交換させていただければと思っております。

まず、①で最後にお話しさせていただきました、都内に本社がある業者のみということなんですけれども、やはり国交省ですとかの発注ではありませんので、東京都発注ですので、都内に本社がある事業者ということについては何らかの優先をいただきたいなという

のが率直な感想です。

あと、全般を通してなんですけれども、私どもは中小建設業協会ではあるんですけれども、中小建設会社の定義について、中小企業基本法では従業員300人以下、資本金3億円以下というのが中小企業だよということで定義されているわけですが、実際の建設業界の規模感ですとか企業の組織構成ですとか、そういったところを見ていきますと、例えば技術者で100人を超える、あるいは売り上げが100億を超える、そういった企業さんですと、もはや中小企業という組織構成ではなく、中堅ゼネコンさんに準ずる組織構成だと思っております。ですので、案件でも、例えばAの中小とか、そういうくくりはいただいているんですけれども、いま一度、法に定義されている中小企業の中でも中堅ゼネコンさんに近い組織構成の会社と、本当に地場で作業員や作業車輛を抱えて営業している会社とを何らか区別していただけないかということでございます。

それと、③のところ、総合評価でJVに単独加点をしていただいて、都内の企業を含めたJVの落札がふえているということなんですけれども、総合評価が今、JV規模以上の案件で総合評価の率というのがどのぐらいのパーセンテージで発注されているのかということ、もしわかれば教えていただきたいなと思っております。

あと最後に、①では東京都内に本社がある業者という言い方をし、③では地場企業という言い方をしておりますが、①は文字どおり都内に本社がある、③の地場企業というのは、もう少しそれを絞った意味、建設地がある自治体という、23区市区町村というくくりを意味しております。若干補足させていただきます。よろしく願いいたします。

【岩浪理事】 引き続きまして、理事の岩浪でございます。

若干、今こちらからご説明したことに関して、私からも2、3点ほど、補足させていただきたいと思っております。

まず1点目の事前公表の拡大のお願いについてなんですけど、これについては当然、1社入札ですとか、それから99%以上の落札率が減ったというような効果はもちろんあるんですけれども、逆に事前公表、また戻したことによって、例えば落札率はほとんど影響を受けませんでしたし、何より不調の発生率、これは非常に改善しているものというふうに思います。ですから、そういったメリットも多分にあると思いますので、今回我々がお願いしたぐらいのラインまでは事前公表に戻していただいても十分にメリットのあることなのかなというふうに考えております。

それから2点目、都内本社の参加ということについて、今、河津も申し上げましたが、確におっしゃることはもっともなんですけれども、例えば他県の例をとってみると、私どもが近くの県に何かしらの営業所なりを置いたとしても、実態として、まず、その県の入札に参加することはできません。やはりそちらでは地元業者を優先するというので仕事をやっていますので、現実としては東京の業者は逆に不利になっているというような実態がございます。他県からは来られてしまうけれども、逆に我々は、よそに行けないということもありますので、その辺の実態も見た上で、ご検討していただければというふうに

思います。

最後、3点目、JVのことに关しまして、中小企業がどういったものかということ河津から申し上げたんですが、これは正直に、もう少し申し上げてしまうと、現在、この制度改革によって、落札がふえた、落札できた中小企業の中には、多く、1つは大手さんの子会社、もう1つは他県のトップ企業、それから3点目としては民事再生を受けてサイズダウンした会社、この会社が多く含まれていて、中には純粋な中小企業はあるんですが、かなりこういった形によって、さっき言ったように、技術者を300人から引き下げた、もしくは資本金を3億円から引き下げざるを得なかった会社によって、中小企業の落札した数がふえているというような実態もございますので、ぜひそういったものはちょっと一旦、横に置いていただいて、本当に地場で、東京都で昔から仕事をやってきた中小企業がどれくらい受注できているのかということをもう一度精査していただければというふうに思っております。

以上です。

【鳥越副会長】 あと1点、よろしいでしょうか。

先ほど技術担当課長の香月様よりお話しいただいたわけですが、働き方の上限規制に关しまして、実は国土交通省の技術調査官さんにも、都中建が中心になって、今、全建さん、全中建さん、土建協さんということで、こういったものを、本当に私たちの仕事そのものが存続できなくなるかもしれませんという話をしているところでありますが、実はこれで一番、被害を受けるといいますか、一番困るのは都内の路上工事なんです。なぜかといいますと、置き場がないんです。こういったものを含めて、ぜひとも東京主導という形で、ぜひこういったものを進めていただいて、8時間の中で現場にも行き、書類もでき、何というんですかね、残業もしないで帰れるというような形ができるのか。できたら、そういった形で、私たちの仕事にも、やはり光が見えてくるのかなと思いますので、それだけ、つけ加えさせていただきます。よろしくお願ひします。

【岡村契約調整技術担当課長】 ご要望ありがとうございました。私のほうから何点か、回答の補足をさせていただきます。

まず、1の①東京都内に本店のある業者が入札参加できるようにしてもらいたいというところでございますけれども、回答でも説明させていただきましたが、競争性の観点から、より多くの入札参加者数も必要ですので、引き続き検討していきたいと考えてございます。

③につきましてですけれども、まず総合評価案件の率についてですが、年度によって上下がありますけれども、十数%というところで推移しております。基本的には各局の事業執行部署のほうで総合評価案件の運用の是非決めておりますが、新規事業者の入札参加の懸念も出てきますので、慎重に考えながら、契約部署としては対応しているところございます。

適正な予定価格と工期の設定を行うことが、より多くの方に入札に参加していただくことになると考えております。ついては、事業執行部署に申し伝えたいと思います。

【荒山契約調整担当課長】 それから1つ、補足させていただければと思います。

先ほど中小建設業というところの定義について、お話がございまして、私どもはこれまでの、東京都中小建設業協会の皆様との意見交換会の中で、やはりその辺もお話していたと思っています。私どもは今回、1年経過した後の結果を検証するに当たっては、オープンになっている資料ではございますけれども、やはり中小ということで、300人、資本金3億、中小建設業基本法に定める定義だけではなくて、実際に従業員の方たちがもう少し少ないような企業、いわゆる零細企業の方たちがどういう受注状況になっているのかを含めて、私どものほうでは検証したつもりでございます。

建築や土木に関していいますと、例えば従業員数が100人以下の企業規模の方たちの受注状況について見たところ、今回JV結成義務を混合入札にした際に中小の方たちも単独でとれるようにするという条件を拡大したこともございまして、基本的に建築関係で行くと大体同じぐらいの受注金額になります。土木に関していうと、どちらかというと、入札契約制度改革前よりも受注金額としてはふえているというような結果も出ていますので、これは1年間ということですので、今後もですけれども、私どもはそういった300人云々という中小企業基本法で定められているものに限らず、零細な企業の方たちの受注状況というのは引き続きウオッチしながら、制度がうまく回っているかどうかというのは今後も引き続き見ていきたいというふうに思っております。

あと、現場ならではの、現場が本当に今置かれている状況につきましての具体的なご提案ですとかご意見ということだと思いますので、今回も頂戴いたしましたので、引き続き、そういったことも含めまして今後の我々の入札契約制度、それから働き方改革の取り組みに少しでも生かしていきたいというふうに思っております。

もしよろしければ、入札監視委員会の制度部会の先生方から、何かございますでしょうか。

【原澤委員】 今日は貴重なお話ありがとうございました。

働き方改革の件ですが、オーバータイムが罰則対象になることが懸念事項であり、ペナルティー回避の方法はありませんかというお話がありました。ペナルティー回避という言い方が適切かどうかは分かりませんが、変形労働時間制というのがあります。通常は、1日8時間、1週40時間以上だとオーバータイムとなりますが、変形労働時間制では、1年以内の期間を定めて、その期間で平均して週40時間以下であれば、1日の所定労働時間10時間、1週間52時間までオーバータイムにカウントしないことが可能になる制度です。ですので、もし、繁忙期はすごく忙しいけれども、閑散期には1日の所定時間を6時間にできるといった状況であるならば、変形労働時間制を採用して、オーバータイムを抑えることができると思います。ただし、変形労働時間制が、建設業界に適した制度といえるかは私にはわかりませんので、会社の社労士の方に伺えるのであれば、この業界において変形労働時間制が有益かどうかをご検討いただければと思います。

【足立理事】 すみません。ご意見ありがとうございました。

私も全て勉強しているわけではありませんが、私の認識では、もちろん変形労働制というのが世の中に存在することは知っておりまして、今回の上限規制にとっても、36協定を結んで特別条項をとった場合、年間720時間がマックス、時間外の年間のマックスが720時間、一月に割ると60時間になるんですけれども、単純に60時間ずつやったら法律違反なんですよね。6カ月は45時間に抑えないといけないというのが1点。それと、閑散期に、仮に6時間労働、現場で6時間労働した場合、今度は工期に間に合っていないというリスク、私たち受注者側からするとリスクになってきまして、なかなか現実問題としては難しいのかなと。つまり、業者側だけの企業努力では、ちょっと難しい部分があるのではないかなということで、私たちも非常に困っている話なんですけれども、ぜひ発注者の方にもご理解いただきたい。そういう思いで申し上げたわけでございます。

【仲田委員】 きょうはどうもありがとうございます。1年半が経過して、定点観測する、あるいはこういう形での意見交換をするということで、制度をよりよい方向に持っていこうという取り組みはうまくいっているのかなと思っておりますけれども。

私は2つ質問がありまして、1つは、先ほど東京に本社のある会社が他県での仕事がとれないということがあると。ゆゆしき事態だなと思うんですけど、これは東京都以外の近隣の諸県で全部そうなんですか。そんなことがありますかねということが1つ。

もう一点は、2番目の工程表添付の原則化について、前回のこういうミーティングで全く同じ要望をされて、今回もまた一緒だということは、全然進んでいないのかなというふうに素人目には思うので、進展ぐあいはどうなんだろうかと質問でございます。2点お願いします。

【岩浪理事】 まず、1点目の他県では本当に指名されないのかという話ですが、入札制度としては回っていますので、例えば指名参加願いですとか、そういったものはもちろん出せますし、受理していただくこともできます。また、恐らく大きいような一般競争の案件でしたら制限もかかりませんので、それは入ることができると思います。しかし、我々中小企業の市場クラスでいいますと、実質、例えば指名競争となったときに、受け付けてはもらえるけれども指名されるのかといった問題になってくると、そこで実際は10社という縛りがあれば、やはり東京都でも地元優先という話がありましたけれども、そういったところで10社からは離れてしまう。例えば、よっぽど申し込みとか、そういったものがないような、不調が続くような工事だったら入ることはあるかもしれませんが、実質、今現在、東京都で他県業者が公平に扱われているような状況にはないと思っております。これは、どの県がということではなくて。極端なことを言えば、関東近県ではなくて、ほぼ日本中そうだと思います。営業所を出したぐらいでは、本当に同じように入るかと言われたら、それはかなりハードルが高いというふうに認識しております。

【香月土木技術担当課長】 工程表につきまして、私からお答えさせていただきます。

ご要望を受けまして、財務局の建築工事では工程表の添付を、29年6月から添付をしております。ただし、全庁的に添付しているかということ、そうではないため、このような

財務局の取組につきまして、庁内関係者の連絡会議等がございますので、そういうところで周知を行っているところでございます。

また、建設局の土木工事につきましては、令和2年度、公共工事の品質確保取り組み方針（案）において、令和2年度内に公告時に工程表を公表するというを既に示しているところでございます。

【仲田委員】 わかりました。ありがとうございます。

【斉藤委員】 本日は実態を踏まえた貴重な話をいただいて、ありがとうございます。要望書の最後の部分について伺いたいと思います。

「そのためにも」という段落では、「安ければいい」という思想ではなく、「適正な利潤・適正な配分」、「企業の生産性向上」に資する入札契約制度の実現を強く要望するとお書きになっています。「適正な利潤・適正な配分」については、都でもダンピング対策を種々とられていますし、「企業の生産性向上」については、恐らく総合評価の評価項目の中で反映されていく内容かと思えます。こうしたすでに行われている取組み以外に、「適正な利潤・適正な配分」、「企業の生産性向上」に資するような、何か新たなご提案があればお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

【河津理事】 そうですね、やはり正確な積算、数量積算と実勢価格による単価計上ということが大きいと思います、予定価格に反映されてまいりますので。我々中小のAランク、Bランクが参加している入札案件の落札率はおおむね92%程度、すなわち調査基準価格のぎりぎり上のところに来ている。やっぱりどうしてもこの時期に受注する必要がある、会社の状態ですとか人員ですとか、そういった中でどうしても受注するためには、まずそこまで落とせるのかという企業努力を現実的に求められているわけですし、ですので、正確な数量と実勢価格に近い単価が計上されていないと、さらにそこから8%、9%、我々はコストカットして応札する必要がありますので、というところなんです。

あと、ここは国交省さんのお話にもなろうかと思っているんですけども、設計労務単価を毎年改定していただいているんですけども、やっぱり材工複合単価になりますと、いまだに我々が業者さんに発注する単価を下回る単価が普通に入っている項目が結構多くて、その辺が実際は苦勞しているところなんです。

作業員の高齢化ですとか、施工精度というのも2、30年前に比べると高齢化はかなり進んでいますし、要求される施工精度というのもかなり上がってきておりますので、きっと何十年も変わっていない歩掛の計算の中で、労務単価が幾ら上がっても実際に材工単価に追いつかないという現実があります。

【鳥越副会長】 すみません。もう一点だけ、よろしいでしょうか。

やはり私たちは生産性向上の中で、東京都さんも進められています書類の削減、簡素化ということでございます。ぜひ、これを本当に進めていただくことによって、我々の仕事というのは現場をどんどん進めて、安全に仕事を進めていくのが一番の仕事だというふうな。書類がやはり多いということになりますと、仕事が終わってからの書類は非常に効率

も下がりますので、ぜひとも書類を少なくすることに関しましては進めていただきたいと思います。

【河津理事】 少しでもよろしいですか。先ほど働き方改革の残業の上限時間を超えてしまうということで変形労働時間の話もあったんですけども、特に土木系の会社で中小建設会社ですと、作業員を持っている、置き場もちょっと離れたところに持っている、作業車両とか建設機械も保有しているところがほとんどなんですね。大手ゼネコンさんですと、自社で作業員を抱えている、あるいは機械を持っているということはほとんどないんです。しかし、中小の場合は、ほとんどそういった作業員や機械を持っているということの中で、どうしても移動にかかる時間というのも労働時間に実際カウントされてしまうということなんです。そのあたりのところもありますので、中小企業にとっては死活問題につながっていくであろうということがございますので、また実態調査ですとか、ぜひしていただければと思っています。

【荒山契約調整担当課長】 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、そろそろ時間でございますので、最後に閉会に当たりまして、契約調整担当部長の新田見より、ご挨拶を申し上げます。

【新田見契約調整担当部長】 本日は限られた時間ではございましたけれども、東京都中小建設業協会の皆様から大変貴重なお話をいただきまして、まことにありがとうございます。また、制度部会の委員の皆様におかれましては、さまざまな角度からご意見をいただきまして、感謝申し上げます。

本日、皆様からいただいたご意見等を参考にさせていただきながら、今後ともよりよい入札契約制度、こういったものの運用をしていきたいと考えておりますので、引き続きご理解、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

本日はお忙しい中、本当にありがとうございました。

——了——